

留萌振興局管内社会福祉法人指導監査等の実施状況一覧（令和6年4月1日現在）

管内 (担当部局課名)	法人名称	所在 市町村	指導監査の実施状況等				
			監査 種類	監査 実施日	文書指導 等の有無	文書指導の内容	改善状況
留萌振興局 (保健環境部社会福祉課)	社会福祉法人 増毛町社会福祉協議会	増毛町	一般	R4.1.25	有	評議員会において、年度を通して一度も出席していない評議員が複数いることや出席率が3分の2を下回る開催が複数回あることから、評議員の定数の見直しも含め、出席率が向上するよう検討を行うこと。 理事会において、年度を通して欠席している理事があり、名目的・慣例的に選任していると見受けられるので、改善を図ること。 社会福祉充実財産の控除対象財産として扱っているもので、基金事業の使途及び運用が不明瞭なものがあるため、運用方法の見直しや要綱を整備する等改善を図ること。	改善見込み 改善見込み 改善見込み
	社会福祉法人 小平町社会福祉協議会	小平町	一般	R5.11.17	有	事務局長の選任について、理事会の権限について法第45条の13第4項第3号にて、重要な役割を担う職員の選任及び解任が記載されているところであり、一般的に事務局長の職務は重要な役割を担う職員と思われるため、選任について理事会の決議を経るのが通常であるが、理事会にて事務局長の選任の決議を経ないことから、速やかに適切な対応をとること	改善見込み
	社会福祉法人 苫前町社会福祉協議会	苫前町	一般	R4.7.22	有	評議員の選任については、法第40条第5項において、評議員のうち、各役員について、その配偶者が含まれることにはならないとされているが、本年4月に理事に選任されている者が、評議員の配偶者であるため、評議員が欠格事由に該当していることから、速やかに解消すること。 併せて、同理事に関して、事務局長を兼職しているが、理事会の権限について法第45条の13第4項第3号にて、重要な役割を担う職員の選任及び解任が記載されているところであり、一般的に事務局長の職務は重要な役割を担う職員と思われるため、選任について理事会の決議を経るのが通常であるが、理事会にて事務局長の選任の決議を経ないことから、速やかに適切な対応をとること	改善見込み 改善見込み
	社会福祉法人 苫前幸寿会	苫前町	一般	R5.9.28	無		
	社会福祉法人 苫前福祉会	苫前町	一般	R5.10.12	有	貴法人の定款第8条第1項及び第21条第1項において、評議員及び理事、監事の報酬について「別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬額として支給することができる。」としているが、支給基準について、整備されていないことから、速やかに改善すること。	改善見込み

社会福祉法人 古丹別福祉会	苫前町	一般	R4.9.2	有	<p>理事会を招集する者は、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項及び第2項において、理事会の日の1週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合であつてはその期間）までに各理事及び各監事に対してその通知を发出しなければならないとされているが、貴法人の定款において特に理事会の招集に係る別に定める期間がないにもかかわらず、招集通知が1週間前までに发出されていない者が見受けられることから、適切に取り扱うよう改善すること。</p>	改善済
					<p>理事及び監事の報酬について、「無報酬」としているところであるが、貴法人の定款第21条において「評議員会において別に定める支給基準にしたがって算定した額を支給する」とされていることから、評議員会において当該支給基準について定めるなど、適切な措置を講じること。</p>	改善見込み
					<p>財産目録と定款の基本財産が一致しておらず、土地に係る基本財産について、令和2年2月17日時点で処分しているにもかかわらず、以降も財産目録等の財務諸表に継続して計上していることから、会計上の除却処理を実施し、適切な財務諸表へ改善すること。</p> <p>また、併せて再発防止策について必要な措置を講じること。</p>	改善済
					<p>理事会の権限について法第45条の13第4項第3号にて、重要な役割を担う職員の選任及び解任が記載されているところであり、一般的に認定こども園の園長の職務は重要な役割を担う職員と思われるため、選任について理事会の決議を経るのが通常であるが、理事会にて事務局長の選任の決議を経ていないことから、速やかに適切な対応をとること。</p>	改善済
社会福祉法人 羽幌町社会福祉協議会	羽幌町	一般	R4.10.18	有	<p>令和3年度の理事会について、4回開催しているところ、すべて欠席している者が1名いるが、実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていることは不適切であることから、開催時期及び開催時間の配慮について検討し、出席率の向上について努めるよう改善すること。</p>	改善見込み
					<p>貴法人の定款第21条第4項において「常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。」としているが、常務理事の分担執行について定められていないことから、規定を整備するなど速やかに必要な措置を行うこと。</p> <p>なお、常務理事が法人業務を分担執行しないのであれば、定款から削除するなど必要な措置を行うこと。</p>	改善見込み
					<p>貴法人の定款第25条第1項において「別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。」としているが、支給基準について、会長と常務理事の報酬のみが記載されていることから、その他理事についても規定を整備するなど改善すること。</p>	改善見込み
					<p>事務局長の選任について、理事会の権限について法第45条の13第4項第3号にて、重要な役割を担う職員の選任及び解任が記載されているところであり、一般的に事務局長の職務は重要な役割を担う職員と思われるため、選任について理事会の決議を経るのが通常であるが、理事会にて事務局長の選任の決議を経ていないことから、速やかに適切な対応をとること</p>	改善見込み
					<p>貴法人における契約事務について、羽幌町から指定管理を受け運営している特別養護老人ホームの運営に係る契約については施設長が執行している状況にあるが、会長から、当該施設長へ契約担当者の委任を行っていないこと、また、契約事務の範囲を明確に整備していないことから、速やかに適切な措置をとるとともに、契約事務の委任の範囲について整備すること</p>	改善済

社会福祉法人 初山別村社会福祉協議会	初山別村	一般	R5.8.31	無		
社会福祉法人 遠別町社会福祉協議会	遠別町	一般	R3.7.29	有	年度を通して評議員会に出席していない評議員が数名いるため、欠席がないよう事前に開催日程を調整することや評議員の選任の見直しする等対応すること。	改善見込み
					定款で社会福祉事業としている遠別町アクティブシニア多世代拠点交流センターの指定管理業務は、その業務内容から公益事業に該当するため、事業区分の見直しを行うこと。	改善見込み
					経理規程を遵守するために必要な会計処理を整理した経理規程細則が定められていないことから、会計処理の具体的な方法等が明確となっていないため、これを整備すること。また、月次報告が定められた様式となっていないため改めること。	改善見込み
					社会福祉法人は社会福祉法人会計基準に準拠した計算書類の作成が求められているが、これに準拠した計算書類が作成されておらず、また、理事会・評議員会において基準に準拠した計算書類を使用せず承認を受けている。会計基準に基づいた計算書類を作成したうえで、決算報告等の決議を行うよう改めること。	改善見込み
社会福祉法人 天塩町社会福祉協議会	天塩町	一般	R3.8.24	有	定款で社会福祉事業としている居宅介護支援事業は、公益事業に該当するため、事業区分の見直しを行うこと。	改善見込み
					会計処理における拠点区分について、法人本部事業拠点の中に単独の拠点区分とすべき居宅介護支援事業や訪問介護事業などが含まれていることから、適正な拠点区分となるよう見直すこと。	改善見込み